



## 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者のみなさんへ 忘れていませんか、特定健診・後期高齢者健診

**受診料** 無料  
**期間** 3月31日(木)まで



### ■対象者および当日の持ち物

種類	対象者	持ち物
特定健診	40～74歳の 国民健康保険(国保)加入者	●受診券(ピンク色) ●質問票 ●被保険者証
後期高齢者 健診	75歳以上の方 または 65歳～74歳で 一定の障がいがある 後期高齢者医療保険加入者	

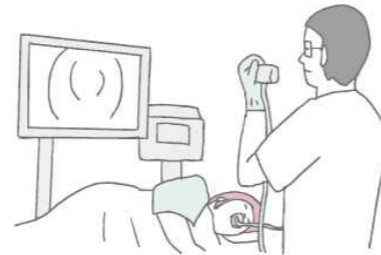
### 【除外される方】

- 6カ月以上入院している方
  - 施設入所者
  - 妊産婦の方など
- ※各受診券は昨年5月に郵送しましたが、紛失された場合は、再交付しますので被保険者証を持参のうえ市役所1階医療保険係までお越しいただくか、お電話ください。  
医療保険係 ☎32-2214

### 会社などで健診を受けられた国民健康保険加入者の皆様へ

赤平市国民健康保険では、被保険者の健診受診状況を把握して受診率向上につなげるため、職場健診の情報提供をお願いします。  
結果をお持ちの方は、下記までご連絡ください。

健康づくり推進係 ☎32-5665



### 問合せ

- 受診券に関すること  
医療保険係 ☎32-2214
- 健診(検診)に関すること  
健康づくり推進係☎32-5665

### ■市内で受診できる医療機関(要予約)

医療機関名	住所・予約受付時間	電話番号
佐々木内科 クリニック	東文京町2丁目1番地 ●8時～16時30分	☎32-5516
あかびら市立病院	本町3丁目2番地 ●8時～12時 ●13時～16時30分	☎32-3211
平岸病院	平岸新光町2丁目1番地 ●9時～12時 ●13時30分～15時	☎38-8331

※市外で受診できる医療機関や健診の内容については、昨年5月に郵送した同封のチラシをご確認ください。

※なお、昨年8月1日から、滝川市立病院(☎22-4311)で後期高齢者健診を受診できるようになりましたので、お知らせします。

## 医療費通知をご活用ください

通常、受診時に窓口でお支払いいただく自己負担額は、総医療費の3割～1割ですが、それ以外の部分(7割～9割)は、加入者のみなさんにお支払いいただいた国民健康保険税や、国からの交付金などで賄われています。

年6回、世帯主の方へ国民健康保険で診療を受けた医療費の額をお知らせしています。

医療費通知の内容を参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。

また、医療機関などからの請求内容に誤りがないか確認する参考資料や、確定申告の医療費控除の申請に使用することができます。

国民健康保険の医療費通知の再発行はできません。紛失した場合は今までどおり領収書を使用して医療費控除の申請してください。

なお、12月診療分の医療費通知は確定申告までに発行することができませんので領収書を使用してください。

### 医療費のお知らせに載っているもの

- 受診者
- 診療年月
- 医療機関などの名称
- 入院、通院の別
- 入院、通院の日数
- 医療費などの総額(自己負担額と国民健康保険が負担した額の合計)
- 支払った医療費の額

### 後期高齢者医療制度の加入者へ

1月上旬(令和3年1月～9月診療)と2月下旬(令和3年10月～12月診療)の年2回、北海道後期高齢者医療広域連合から「医療費通知」を発行しています。

※診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る 傷病手当金(給与受給者)及び 傷病給付金(個人事業主)の適用期限の変更



厚生労働省から、「新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)の適用期限」について、3月31日(木)までとする通知がありました。

また、市独自の支援策「傷病給付金(個人事業主)」の適用期限についても、右記のとおり変更後の適用期限まで取り扱いすることといたします。

※申請するときは、事前に医療保険係までご連絡ください。

### 適用期限

これまで 令和3年12月31日



変更後 令和4年3月31日